

北海道農業再生協議会令和4年度第4回水田部会 次第

（ 日 時：令和5年2月10日（金）13:30～
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3S会議室 ）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- （1）水田収益力強化ビジョンについて（案）
- （2）令和5年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画
について（案）
- （3）今後の水田部会の開催スケジュールについて
- （4）その他

4 閉 会

2023 年度（令和 5 年度）北海道水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本道において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等の高収益作物や、時間当たりの所得が高い子実用とうもろこしの作付拡大を図っているが、水田作に占める同作物の作付率は約 7%**強**と低い状況となっている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、道や産地においては、「水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号・元農振第 3757 号・元政統第 2085 号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）」に基づく推進計画の策定を進めるとともに、関係部局が連携して推進体制を構築し、規模拡大に対応する集荷施設の増設や基盤整備による排水対策を進めつつ、高収益作物や子実用とうもろこしの導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

子実用とうもろこしについては、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、輪作作物としての活用を通じて生産性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

「**地域計画**」の実現に向け、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する中で、水稻を組み入れない作付体系が定着しているほ場のある地域が、効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、実情に応じて畑地化の取組を進めることができるよう、畑地化に係る支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。

また、麦・大豆の連作障害回避等のため、**1ヶ月以上の湛水及び**ブロックローテーショ

ン体系の構築（田畑輪換）を進めることができるよう、乾田直播や無代かき栽培の普及、集中管理孔の整備等を推進する。

なお、1ヶ月以上の湛水やブロックローテーションの導入にあたっては、米のタンパク質含有率の増加や、排水性・作業効率の低下といった課題が生じることもあるため、こうした現場課題を把握しつつ、関係機関・団体と連携し、必要な対応策を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稲作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

(1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、需給状況などを踏まえつつ、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

(2) 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、各産地の判断により取組を推進する。

(3) 非主食用米

加工用米や新規需要米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

ア 加工用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、主力の冷凍米飯や加工米飯を中心に、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

イ 飼料用米

水稲作付面積の確保のため、特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産を推進する。

ウ WCS用稲

収穫作業が主食用米等と競合せず、水稻の作付拡大に対応可能なことから、需要を確保しながら複数年契約の取組を推進する。

エ 米粉用米

米の消費量が減少する中、新たな米粉製品の開発・普及で高まりつつある国内需要に対応し、産地と実需の連携を強化しながら、原料米の安定供給を推進する。

オ 新市場開拓用米

新たな需要を確保するため、海外市場等を重点的な販路の一つに位置づけ、取組を積極的に支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

(5) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

(6) 地力増進作物

「北海道緑肥作物等栽培利用指針（改訂版）」（平成16年3月策定）等に基づく地力増進作物の作付により、良質な農産物の安定供給、生産コストの低減及び環境負荷の軽減に配慮した合理的な施肥管理・土壌管理を進める。

(7) 高収益作物

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

5 作物ごとの作付予定面積

(単位：ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	88,400		83,482		<u>81,500</u>	
飼料用米	6,513		6,951		<u>5,800</u>	
米粉用米	72		91		<u>130</u>	
新市場開拓用米	1,066		1,132		<u>1,600</u>	
WCS用稲	620		873		<u>1,100</u>	
加工用米	6,178		6,643		<u>7,900</u>	
備蓄米	387		2,660		<u>1,000</u>	
麦	35,215		36,914		<u>39,600</u>	
大豆	18,599		18,866		<u>19,700</u>	
飼料作物	25,867	153	25,266	149	<u>22,100</u>	<u>140</u>
・子実用とうもろこし	750		981		<u>1,300</u>	
そば	8,604	384	8,300	370	<u>8,100</u>	<u>290</u>
なたね	543		500		<u>500</u>	
地力増進作物	3,702		3,300		<u>3,200</u>	
高収益作物	15,276		15,320		<u>14,840</u>	
野菜	13,768		13,800		<u>13,400</u>	
花き・花木	447		460		<u>400</u>	
果樹	61		60		<u>40</u>	
その他	1,000		1,000		<u>1,000</u>	
その他	5,874		5,800		<u>5,070</u>	
畑地化	-		380		<u>2,640</u>	

令和 5 年度産地交付金について（案）

令和 5 年 2 月 10 日

北海道農政部農産振興課

1 産地交付金の概要

別添のとおり

2 産地交付金（全道枠）活用の考え方（令和 5 年 2 月 10 日時点、今後変更する可能性あり）

(1) 令和 5 年度の各品目の助成単価は、令和 4 年度の単価を基本とする。

ただし、飼料用米と米粉用米について、複数年契約 3 年目に対する産地交付金の取組に応じた国の配分が廃止される見込みのため、品目間のバランスや全道枠と地域枠の割合等を考慮し、全道枠による飼料用米（SGS 除く）の単年契約への支援は廃止するほか、米粉用米については、高まりつつある需要に対応した安定供給を図るため、合計単価は変わらないよう単年契約と単価を統一する。

(2) 令和 4 年度限りで措置していた「多年生牧草の戦略作物助成単価の見直しに対応した緊急的な取組支援」は措置しない。

(3) 地域協議会の事務負担軽減のため、全道枠の品目や用途の区分の簡略化を検討する。

具体的には「省力化・低コスト化助成」において、水田リノベーション助成（R5 はコメ新市場開拓等促進事業）の対象面積を除いている規定の廃止、加工用米と加工用米以外の助成単価の統一（ただし、合計単価は変わらないよう調整）などを検討する。

(4) ~~飼料用米・米粉用米の戦略作物助成や、産地交付金の取組に応じた配分、水田リノベーション助成への支援内容等が、今後の国の予算編成過程で変わった場合や、R5 水田活用直接支払交付金の道への配分額などによって~~は、(1)～(3)の内容を含め、助成単価や対象品目を調整することがある。

なお、調整にあたっては、国の支援の考え方を踏まえるほか、各品目間の助成単価のバランスなどに配慮する。

3 産地交付金の活用計画案（令和5年2月10日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「追加配分枠」を除いた額の一部*）を全道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

*・・・令和4年度は当初配分時点で約28%だったが、令和5年度は多年生牧草への支援を措置しないため、全道枠の割合は令和4年度と比べて少なくなる見込み

区分	配分時期		配分先	
	当初 (4月)	追加 (10月)	全道 枠	地域枠(配分の考え方)
基礎配分	○		○	○ ・過去の当初配分額を基本に、国からの配分額(5年度以降、配分手法が見直される方針)、全道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○	※	○ ・戦略作物助成の支払いに充当された上で、残余がある場合に国から配分 ・当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分		○		○ ・実績面積×20千円/10a
		○		○ ・実績面積×20千円/10a
		○		○ ・地域協議会ごとに、以下のいずれか小さい方の実績面積×20千円/10a ① 水稻(加工用米及び新市場開拓用米を除く)の前々年度からの作付減少面積 ② 地力増進作物(基幹作)の前々年度からの作付拡大面積
		○		○ ・実績面積(令和4年5年からの新規契約分)×10千円/10a

※ 全道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、追加配分枠から充当することがある。

~~※ 今後の国の予算編成過程で大きく変わることもある。~~

(2) 全道枠活用計画案

(R5 水田活用直接支払交付金の道への配分額や、仕組みによっては変更の可能性あり)

助成内容	助成単価 (上限単価)		備考
	R4	R5	
水稲作付面積の維持・確保			
加工用米に対する助成	13千円 (13千円)	未定 【↘】	
新市場開拓用米に対する助成	20千円 (20千円)	未定 【→】	
飼料用米(多収品種)に対する助成【単年契約のみ】	6千円 (6千円)	廃止	飼料用米の複数 年契約3年目に 対する産地交付 金の取組に応じ た配分の廃止に 伴う調整
飼料用米(一般品種)に対する助成【単年契約のみ】	6千円 (6千円)	廃止	
WCS用稲・飼料用米(一般品種 -SGS)に対する助成 【 <u>単年契約のみ</u> 】	6千円 (6千円)	未定 【→】	
米粉用米に対する助成【 <u>単年契約の場合</u> 】	15千円 (15千円)	未定 【→】	米粉用米の複数 年契約3年目に 対する産地交付 金の取組に応じ た配分の廃止に 伴う調整
米粉用米に対する助成【複数年契約の場合】	9千円 (9千円)	廃止	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稲の複数年契約に 対する助成 【新市場開拓用米は <u>令和2年-3年からの継続分のみ</u> <u>令和5年からの新規分を除く</u> 】	10千円 (10千円)	未定 【→】	
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米と 新市場開拓用米(リノベ事業対象) を除く】	15千円 (15千円)	未定 【→】	水田リノベ ーション助成の 対象面積は除 く規定の廃止
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米の リノベ事業対象 のみ】	5千円 (5千円)	(<u>上段単価と統一</u>)	
高度な省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米、新市場開拓用米のみ】	5千円 (5千円)	未定 【→】	
多年生牧草緊急助成 【播種を行わず収穫のみ行う場合、R4限り】	5千円 (5千円)	措置 しない	R4限り

加工用米の
合計単価は
変わらない
よう調整

※ R5単価の【 】内の矢印は、R4の予定単価と比較し、

→・・・同程度、↘↑・・・10千円程度の増減

※ R4の最終単価は未確定

(3) 配分の調整

- 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- 全道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

※ 全道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

令和 5 年度水田部会の開催予定について（案）

月	令和 4 年度	令和 5 年度
4		
5	<p>水田部会（第 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年産の需要に応じた米生産の取組状況等について 	
6		
7	<p>4 年産米の生産の目安に即した取組の状況、5 年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）</p>	<p>5 年産米の生産の目安に即した取組の状況、6 年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）</p>
8		
9		
10	<p>水田部会（第 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年産米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・令和 5 年度産地交付金について <p>↑ 作付意向調査の実施（事務局）</p>	<p>水田部会（第 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 年産米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・令和 6 年度産地交付金について <p>↑ 作付意向調査の実施（事務局）</p>
11	<p>↓ 販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）</p>	<p>↓ 販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）</p>
12	<p>↓ 5 年産米の「生産の目安」案算定</p> <p>水田部会（第 3 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年産米の「生産の目安」について 	<p>↓ 6 年産米の「生産の目安」案算定</p> <p>水田部会（第 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 年産米の「生産の目安」について
1		
2	<p>水田部会（第 4 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・令和 5 年度水田部会の開催予定について 	<p>水田部会（第 3 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・令和 6 年度水田部会の開催予定について
3		

※ 開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。